

教職課程履修に関する重要なお知らせ

平成30年6月22日

教職課程履修者及び履修予定者各位
(学域・学部生、大学院生)

教務課

教育職員免許法及び同施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意について

教育職員免許法及び同施行規則の改正により、平成31年度入学者から改正後の法律(新法)による新たな教職課程(新課程)が開始となります。本学では、新法の適用される新たな教職課程の認定について、文部科学省に申請手続き中です。

現在、学域・学部及び大学院に在学している学生で、教職課程を履修中の学生、又は今後新たに教職課程の履修を予定している学生については、これまでの法律(旧法)が適用される場合と改正後の新法が適用される場合があります。

旧法(旧課程=現行課程)が適用される者と新法(新課程)が適用される者で、教員免許状取得のために必要な科目・単位数に変更が生じるので注意してください。

1. 学部生(学域生)

平成31年度以降入学者

- ・新法が適用されます。
- ・編入学や再入学などで入学する者も新法が適用されます。

平成30年度以前入学者

- ・平成31年度以降も引き続き学部学生として在籍する者は旧法が適用されます。
- ・平成31年3月に学部を卒業する者及び平成31年3月以前に学部を卒業し、平成31年4月以降に大学院学生となる者は新法が適用されます。この場合、学部から教職課程の履修を継続している場合でも新法が適用されます。
- ・本学を卒業又は退学した後、平成31年度以降に教職課程の履修を再開又は新たに開始する場合は、新法が適用されます。

2. 大学院学生

平成31年度以降入学者

- ・新法が適用されます。
- ・平成31年3月に学部を卒業する者及び平成31年3月以前に学部を卒業し、平成31年4月以降に大学院学生となる者は、新法が適用されます。この場合、学部から教職課程の履修を継続している場合でも新法が適用されます。

平成30年度以前入学者

- ・平成31年度以降も引き続き大学院学生として在籍する者は旧法が適用されます。
- ・平成31年度以降に他の大学・大学院に入学する者は新法が適用されます。
- ・本学を修了又は退学した後、平成31年度以降に教職課程の履修を再開又は新たに開始する場合は、新法が適用されます。

3. 新法が適用される場合(新課程)の1種免許状取得に関する履修上の大きな変更点(重要)

(1) 科目区分の変更に伴う新しい授業科目(必修科目)の開設(平成31年度から開講予定)

新課程に新設される必修科目として、次の2科目の修得が必要となります。

①「特別支援教育総論」(2単位)、「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」(2単位)

(2) 「各教科の指導法」の必要修得単位数の変更

旧課程では、中学校1種免許状は8単位、高等学校1種免許状は2単位の修得が必要でしたが、新課程では、中学校1種免許状は8単位、高等学校1種免許状は4単位の修得が必要です。

4. 今後の履修に当たっての特に重要な注意点

平成31年3月に学部を卒業し、平成31年4月以降に大学院学生となる予定の者は、大学院入学後は新法が適用されますので、可能な限り、学部に在籍している間に免許状取得に必要な単位を修得してください。

学部在籍時に、免許状取得に必要な単位数をすべて修得できなかった場合には、新法が適用されることになり、現行の旧課程に比べ、上記3の新しい授業科目(2科目・4単位)の修得と、高等学校1種免許状取得希望者の場合には、教科教育法の追加2単位(計4単位)の修得が新たに必要となります。これらのことに注意して、今後の教職課程の履修を進めてください。

※今回の法改正に伴う経過措置について、文部科学省から新たな方針等が通知された場合は、改めて掲示等により周知します。

※不明な点がある場合には、教務課(2番窓口)で確認してください。